

第1編

甘楽町第6次総合計画

総論

策定にあたって

1 策定の趣旨

少子高齢社会の進展による人口の減少、地球温暖化対策などの環境問題や急速に進むデジタル化社会、新型コロナウイルス感染症の発生により経済・雇用の先行きが不透明など、私たちを取り巻く情勢は多くの課題を抱えています。こうした状況を的確にとらえながら、個性を生かした地域づくりに取り組む必要があります。

今回、第5次総合計画が終了するにあたり、これまでのまちづくりを踏まえながら、すべての町民の暮らしを守り、持続可能なまちづくりを進めるため第6次総合計画を策定します。

今までの最上位計画の策定年と名称・キャッチフレーズ

昭和34(1959)年	「新町基本計画」
昭和47(1972)年	「甘楽町総合計画」
昭和57(1982)年	「甘楽町新総合計画」 ～歴史の香る文化とゆとりのある町～
平成4(1992)年	輝き甘楽21「第3次総合計画」 ～安心とやすらぎの町づくり～
平成14(2002)年	GENKIプランかんら「第4次総合計画」 ～心が通う元気あふれる町～
平成24(2012)年	KANRAプラン・輝き「第5次総合計画」 ～キラッとかんら安心のまち～

2 総合計画の役割

まちづくりの 宣言

将来に向けたまちづくりの基本理念や将来像を示す役割



まちづくりの 設計図

町の最上位計画として掲げた政策や施策を実現するため行財政運営の指針としての役割



まちづくりの 共通目標

町民と行政との共創のまちづくりを推進するための行動指針としての役割

3 計画づくりの6本の柱

第1の柱 町民参加の計画づくり

町民の参画機会をできるだけ多く取り入れて、町民の意思に沿った計画づくりを進める

第2の柱 わかりやすい計画づくり

明確な目標を設定し、達成状況が確認できるようにわかりやすい計画づくりを進める

第3の柱 新しい時代に向けた 計画づくり

人口減少、少子高齢社会の加速、感染症蔓延などにより目まぐるしく変わる社会情勢に対応した計画づくりを進める

第4の柱 地域の資源（宝）を 生かした計画づくり

本町の自然、文化、伝統などの資源（宝）を最大限活用するとともに、磨きをかけて新たな産業の創出や産業の発展ができる計画づくりを進める

第5の柱 個別計画と整合した 計画づくり

本町の各分野における様々な計画と整合させて計画づくりを進める

第6の柱 前計画の検証結果に 基づく計画づくり

明確な目標を第5次甘楽町総合計画における各施策の成果と課題を検証しながら計画づくりを進める

計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

(1)基本構想

町の進むべき将来像を描き、長期的な展望にたって、町政運営の基本方針、施策の大綱を示すものです。

計画の期間は、10年間とします。

(2)基本計画

基本構想で定めた町の将来像や施策大綱の実現に向け、各分野で取り組むべき施策の基本事項とその体系を示すものです。

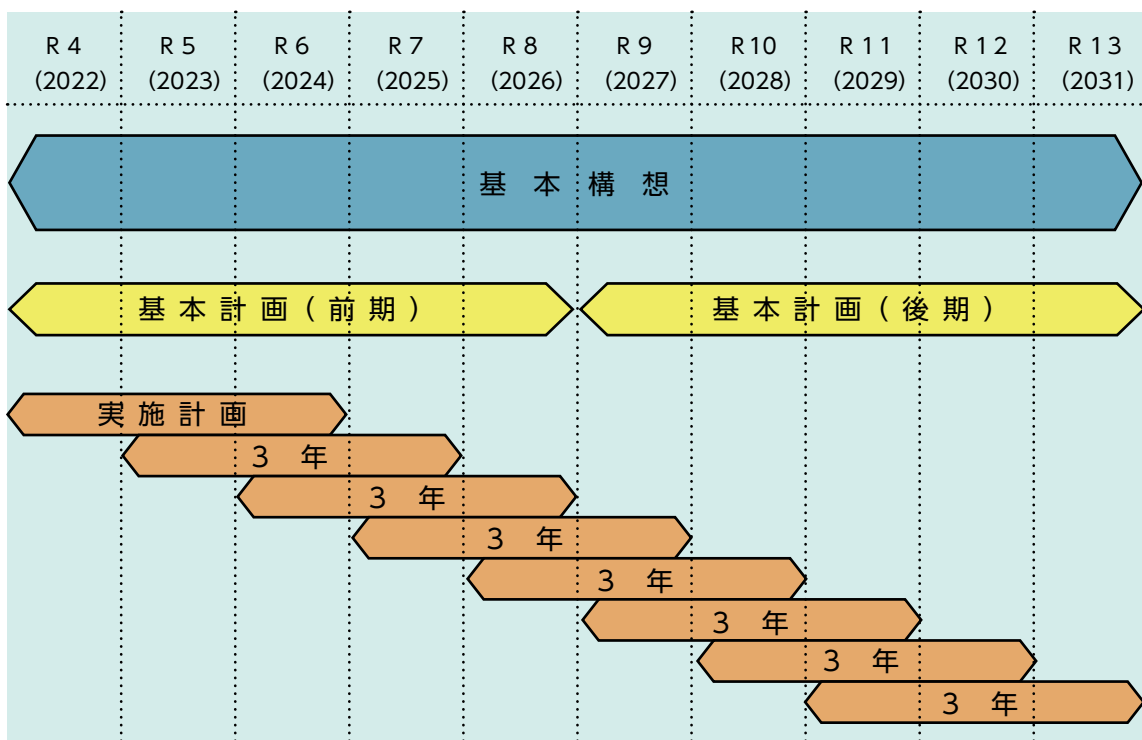
計画期間は、前期・後期に区分し、各5年間を計画期間とします。

(3)実施計画

基本計画で示した施策の実現に向けた具体的な事業として示すもので、財政状況、緊急性などを勘案しながら計画します。

計画期間は3年間とし、毎年度の予算の指針とするため、毎年見直し、計画の進行管理を行います。

<基準年次>	令和2(2020)年度
<計画初年次>	令和4(2022)年度
<目標年次>	令和13(2031)年度



計画の背景

1 町の概況

(1) 位置と地勢

本町は、群馬県の南西部に位置し、東は高崎市、西と北は富岡市、南は藤岡市と下仁田町に接しており、都心から100kmの距離にあります。

地形は、南部が高く標高1,370mの稲含山から北に傾斜し、南部の山間地、中央部の丘陵地、そして北部の平坦地と変化に富んでいます。

河川は、町の北部の富岡市との境界を鏑川が流れ、町内には南から北に雄川・白倉川・天引川を主体に複数の中小河川が鏑川に注いでいます。

気候は、内陸性気候ですが比較的温暖で雪は少なく、地震や台風などの災害も少ない安全で住みやすい町です。

町からは、上毛三山をはじめ上信越国境や浅間山が一望でき、自然環境にも恵まれ、世界かんがい施設遺産「雄川堰」、国指定名勝「楽山園」をはじめとする文化遺産が多く残る歴史の息づく町です。

位置(役場)	東経138度55分18秒	北緯36度14分35秒
標高	115m~1,370m	
面積	58.61km ²	

(2) 交通環境

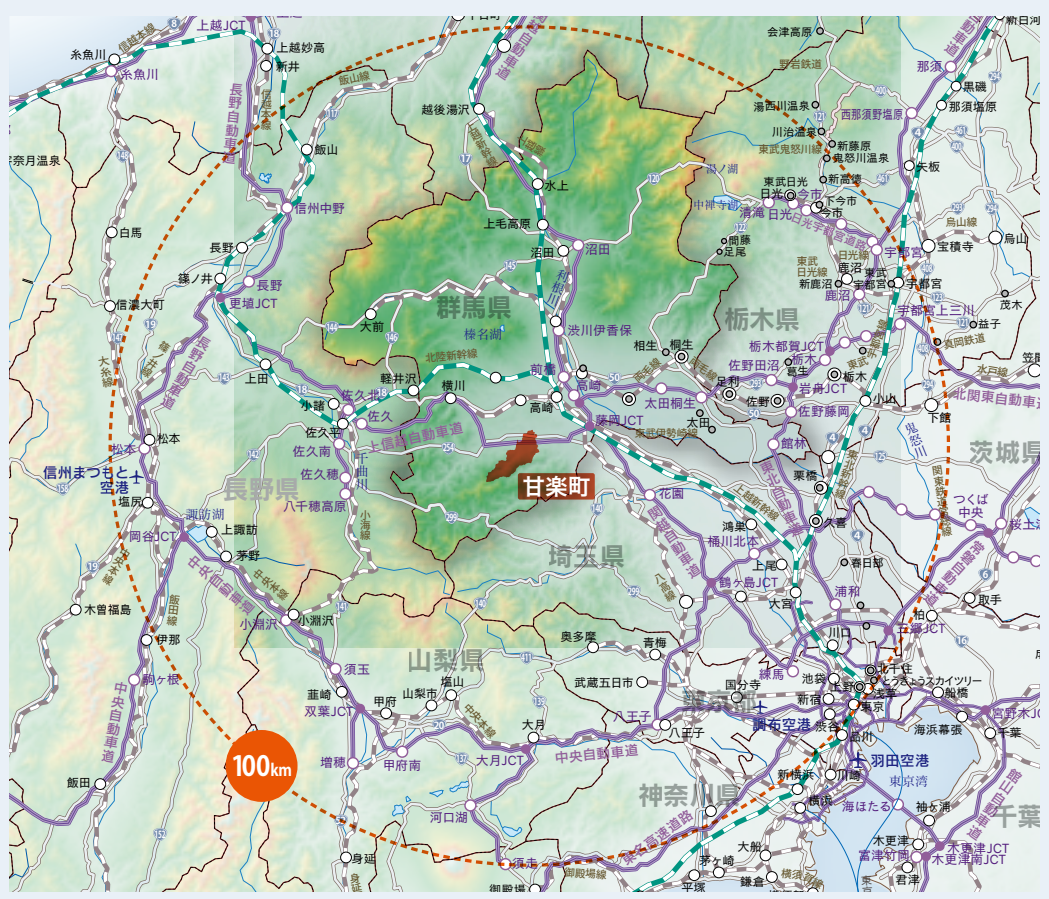
道路は、町の中央部を上信越自動車道が横断し、町北部には東西に国道254号及び国道254号バイパスが横断し、南北に長い地形を結ぶ主要道路として県道が3本通り、町民の生活基盤となっています。

また、上信越自動車道に位置する既設の甘楽PAでは、令和5(2023)年3月に開通を予定している甘楽スマートインターチェンジの整備が進められており、県内外へのアクセスの向上が期待されています。

鉄道は、私鉄の上信電鉄が高崎市から下仁田町まで通じ、町内には上州新屋駅と上州福島駅の2駅が設置されています。

町内からの通勤通学は、富岡市や高崎市が多く、自動車でも町の中心部から富岡市へ10分、高崎市へ25分の距離にあります。

東京までの所要時間は、鉄道では高崎を経由し、新幹線の利用により東京駅まで1時間30分、自動車では高速道路を利用して練馬ICまで約1時間です。



2 人口と世帯数の推移

昭和34(1959)年の甘楽町発足当時は、人口15,426人、2,696世帯でした。

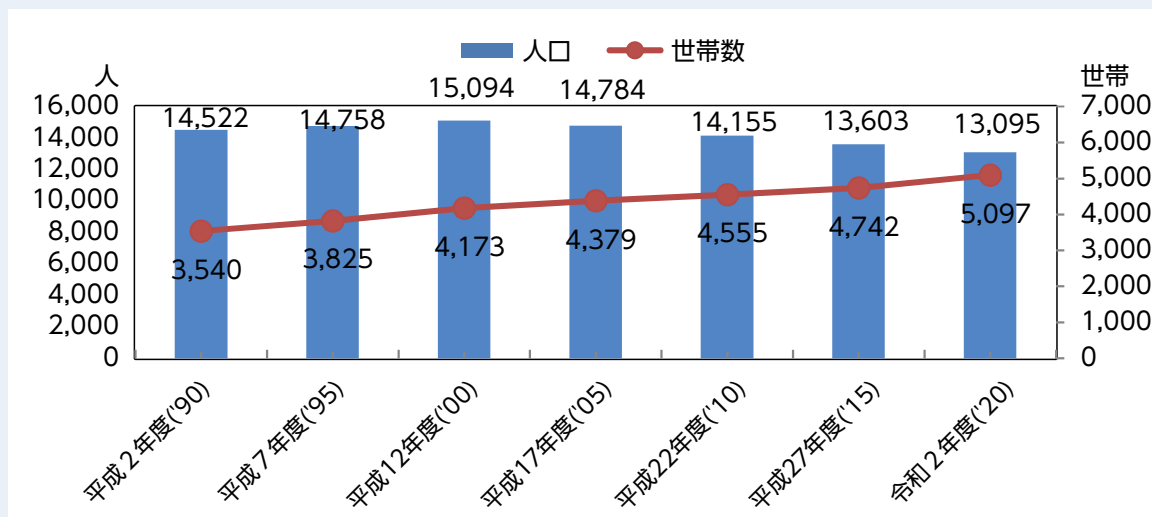
町の人口は、昭和45(1970)年頃まで減少し、その後平成11(1999)年までは微増傾向にありましたが、以降は少子化などの影響により減少に転じています。

一方で、世帯数は核家族化の進行に加え、住宅団地の造成やアパートの増加等の要因により増加が続いていますが、一世帯当たりの人口は減少しています。

人口と世帯数、一世帯当たりの人口、年齢区分別人口構成、地区別人口のそれぞれの推移は、次のとおりです。

人口と世帯数の推移（5年ごと／住民基本台帳）

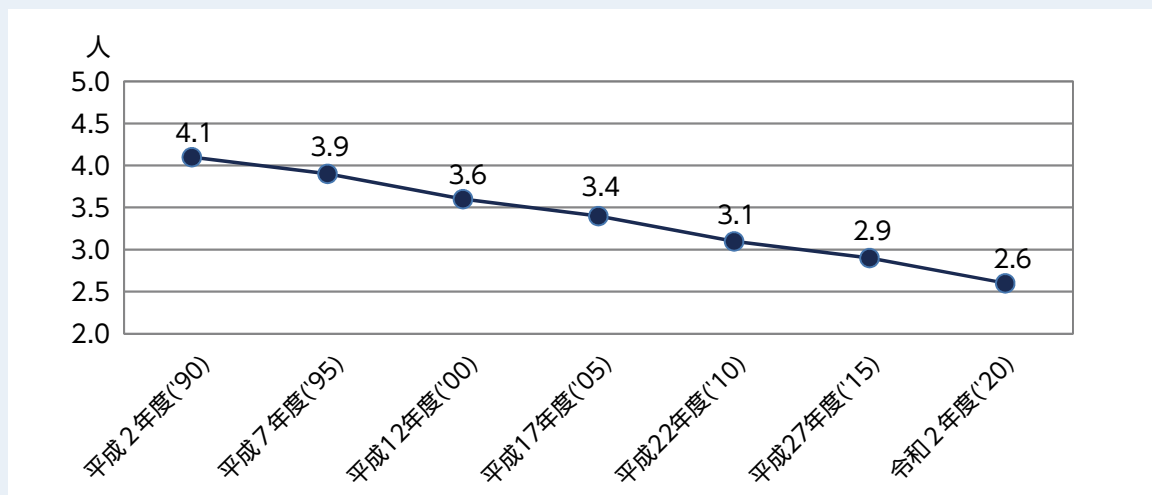
<人口、世帯数は年度当初数値>



※H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

一世帯当たりの人口の推移（5年ごと／住民基本台帳）

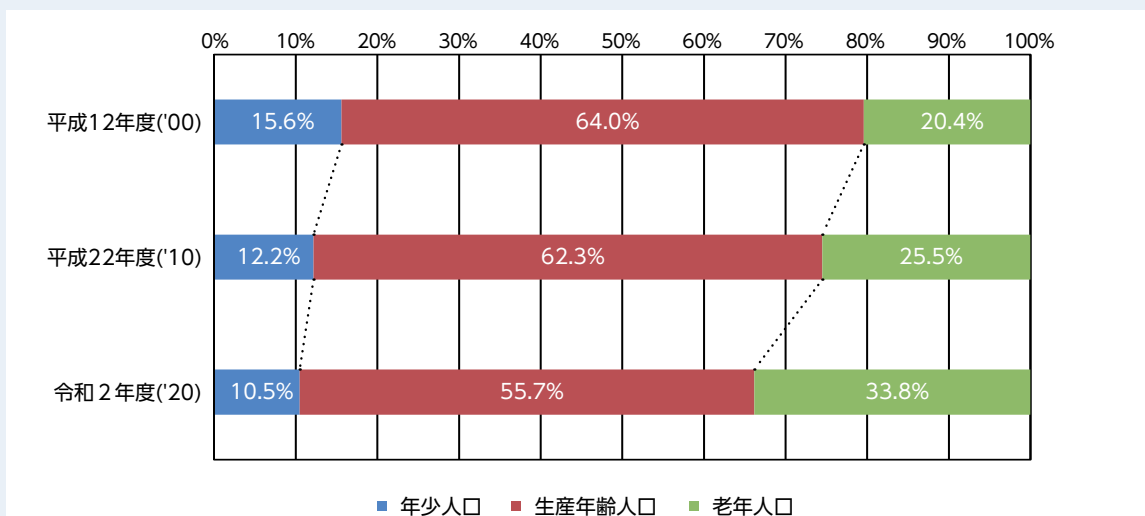
<人口、世帯数は年度当初数値>



※H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

年齢区分別人口構成（住民基本台帳）

<人口は年度当初数値>



※H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

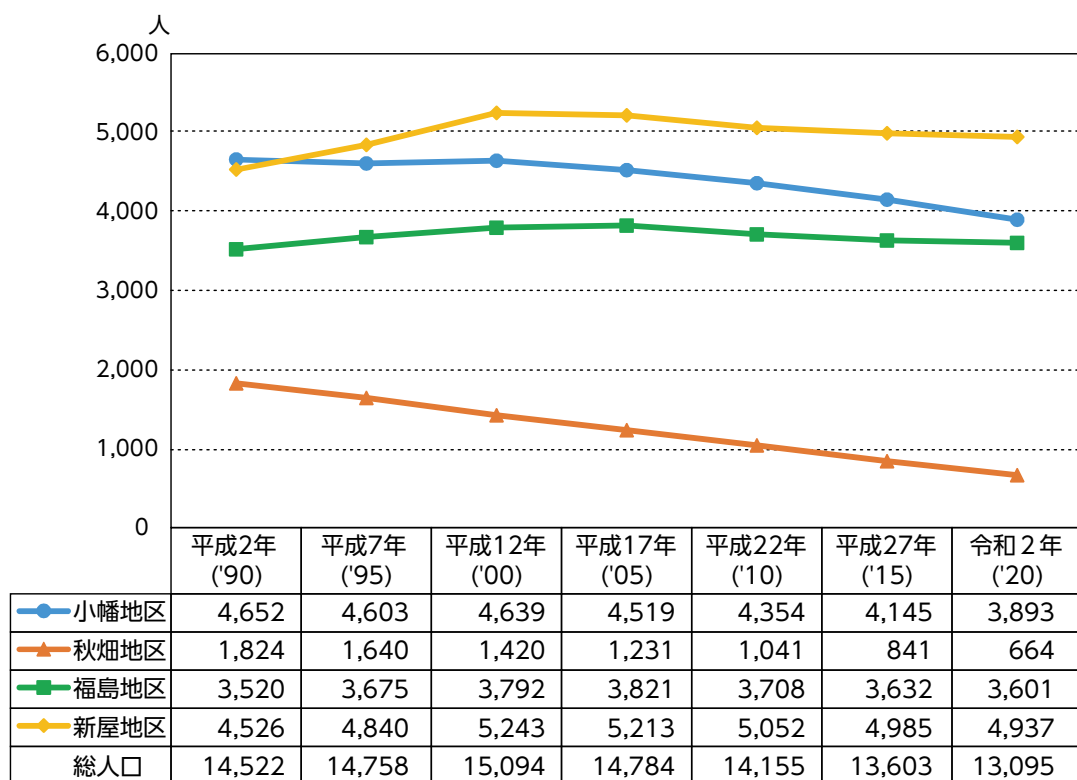
町の年齢区分別人口構成を平成12(2000)年度から令和2(2020)年度まで10年ごとに比較すると、老年人口¹世代が大幅に増加し、年少人口²世代及び生産年齢人口³世代は減少が続いており、少子高齢化が進行していることがわかります。



- (1) 老年人口 ▶ 65歳以上の人口
 (2) 年少人口 ▶ 15歳未満の人口
 (3) 生産年齢人口 ▶ 15歳以上64歳未満の人口

地区別人口の推移（5年ごと／住民基本台帳）

<人口は年度当初数値>



※H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

町の人口推移を4地区別に見ると、地区ごとの特徴が見えてきます。

小幡地区

1990年代以降、ゆるやかな減少傾向にありましたが、平成12(2000)年以降は減少幅が大きくなっています。平成2(1990)年と令和2(2020)年の比は、△759人、△16.3%です。

秋畑地区

減少が著しく、5年ごとに200人程度減少しています。平成2(1990)年と令和2(2020)年の比は、△1,160人、△63.6%です。

福島地区

平成17(2005)年は、平成2(1990)年比で301人、8.6%増加しましたが、以降は減少傾向に転じています。

新屋地区

平成7(1995)年から4地区で一番人口の多い地区となっています。平成12(2000)年には、平成2(1990)年比で717人、15.8%増加しましたが、以降は減少傾向に転じています。

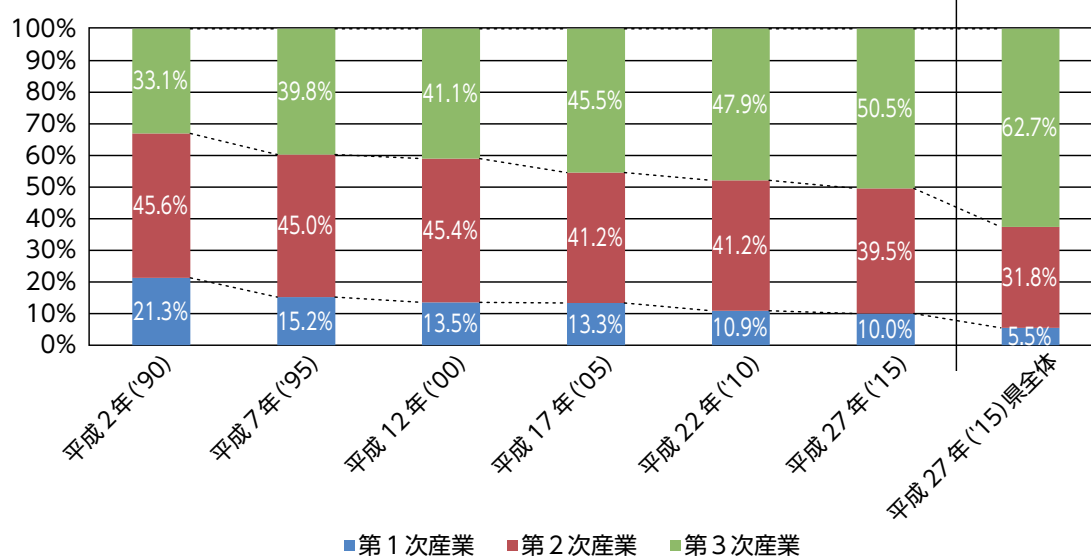
3 産業の推移

第1次産業⁴は、農業従事者の高齢化による担い手不足などの影響により、年々減少を続けています。第2次産業⁵は、建設業などを中心に平成12(2000)年までは横ばいで推移してきましたが、その後は工業団地整備による製造業などの進出がある一方、景気低迷や小規模事業者の後継者不足などの影響により減少しています。第3次産業⁶は、時代の変遷に伴う技術革新や価値観の多様化などによるニーズの拡大により年々増加しており、今後も増加することが予想されます。

また、産業別就業者数については、平成27年の県平均では、第1次産業は5.5%、第2次産業は31.8%、第3次産業では62.7%です。それと比較すると、町は第1次・2次産業の占める割合が高く、第3次産業の占める割合は低い状況となっています。

産業別就業者数の推移は、次のとおりです。

産業別就業人口構成比の推移（国勢調査）



出典：「国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成



- (4) 第1次産業 ▶ 自然界に働きかけて作物を生産したり採取する産業のこと。農業、林業、鉱業など。
- (5) 第2次産業 ▶ 第1次産業が生産・採取した物を加工する産業のこと。建設業、製造業、工業など。
- (6) 第3次産業 ▶ 第1次産業、第2次産業に当てはまらない産業のこと。情報通信業、小売業、金融業、飲食サービス業など。

4 甘楽町を取り巻く現状と課題

(1) 人口減少と高齢社会の進行

8ページの人口と世帯数の推移に見られるように、人口減少や少子高齢化が進んでいます。これにより、労働人口の減少、経営者の高齢化、後継者不足等による農業・商工業・林業など地域の経済構造への影響、伝統文化の継承問題、空き家の増加、町税収入の減少、社会保障費の増加など、地域社会の維持に大きな影響が出始めています。

人口減少を緩やかにし、住民が安心して暮らせ、多様な働き方ができ、希望を持って結婚や子育てができる環境づくりや支援体制の充実を図る必要があります。

(2) 地方創生への取り組み

地方の人口減少の最大の要因が、人口の東京圏一極集中であり、本町でも大学進学や就職を機に東京圏へ転出する若者が目立ちます。これにより生産年齢人口が減少し、少子化にも一層の拍車をかけています。町では「まち・ひと・しごと創生法⁷」に基づく総合戦略を策定し、甘楽町総合計画と並ぶまちづくりの上位計画と位置付け、人口減少対策に取り組んでいます。

さらに、未来を担う若者定着施策とともに、町ににぎわいや活気をもたらす交流人口、地域や地域住民と継続的にかかわる関係人口を増やしていくことが重要です。

(3) 安全・安心への意識の高まり

東日本大震災をはじめ、全国各地で発生する大地震、毎年発生する豪雨災害など、自然災害により、毎年多くの被害が発生しています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者に対する特殊詐欺などを防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動の推進も進めなければなりません。

さらには、新型コロナウイルス感染症のような予期せぬ危機により、社会的・経済的に甚大な影響がもたらされます。

このように、いつ起こるか分からない災害に備え、町民の生命と財産、安全安心な暮らしを守ることが最も重要な課題となっています。



- (7) まち・ひと・しごと創生法 ▶ 人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごとに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための法律のこと。
- ・まち：国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
 - ・ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
 - ・しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

(4) 地域福祉と高齢者への支援体制

高齢化が進み、高齢世帯や高齢独居世帯が増え、若い世代においても、人との関わりがうまく持てず、社会生活に孤立している人が増えています。支え合いやつながりの希薄化は、災害時の助け合いや孤独死など多くの課題を生じさせます。

町民が住み慣れた地域で、安心して暮らせるためには、地域福祉に取り組む様々な団体の協働により、助け合う体制を築くとともに、高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう支援の体制を構築することが必要です。

(5) 多様性の尊重と共生社会

年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる「共生社会」が求められています。

LGBTQ+⁸と表現されるセクシャルマイノリティ（性的少数者）への多様な性のあり方について理解を深めたり、企業にとって欠かすことのできない外国人労働者を一人の町民として接し、国籍や民族等の異なる人々がお互いに文化の違いを認め合い様々な人権課題⁹を解決し、多様性を認め合う共生社会を築いていかなければなりません。

(6) 本格的なデジタル社会の到来

自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながり情報のやり取りを行うIoT¹⁰の進展、ICT¹¹の飛躍的な発展による情報通信機器の普及・多様化が進み、電子行政サービスの推進やマイナンバー制度による行政事務の効率化等を図る動きが加速しています。

今後は、5G¹²等の情報インフラ整備を活用し、産業分野への積極的な推進、町民の利便性向上などを図る必要があります。

また、これまで人手に頼ってきた農業、製造業、サービス業、医療・福祉、交通の分野などでもデジタル技術を活用し、社会の課題を解決するSociety 5.0¹³を目指す必要があります。



- 用語の解説
- (8) LGBTQ+ ▶ 性の多様性において数が少ない人である「セクシャルマイノリティ」の総称の一つ。代表的なレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング/クイアの頭文字をとったもの。
 - (9) 人権課題 ▶ ハラスメント、ジェンダーフリー、LGBTQ+、暴力、虐待、いじめ、身体障害、同和、民族、外国人、疾病、犯罪被害者・加害者、プライバシー侵害など、人々が生命と自由を確保し、幸福に暮らしていくための権利を傷ついたり奪ったりするもの。
 - (10) IoT ▶ Internet of Things の略称。モノのインターネットといわれ、あらゆるモノが通信している状態。
 - (11) ICT ▶ Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。
 - (12) 5G ▶ 第5世代移動通信システムのこと。現在の通信規格4Gに対して、高速大容量の通信速度となり、遅れが少ないリアルタイム通信、多端末同時接続も可能となります。新たなサービスやビジネス分野に展開され、多くの社会問題解決に期待されている。
 - (13) Society 5.0 ▶ 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、日本が目指す未来社会の姿。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

(7) 公共施設インフラの老朽化対策と維持管理

町は、道路や上下水道などの生活に欠かせない基盤、小中学校などの教育施設、文化会館や図書館、公園のように広く町民が利用する施設、役場のように行政サービスを提供するための多くの施設を整備・建設してきました。

これまでは、修繕、建て替え、統合などにより対応してきましたが、施設の多くが改修や更新時期を迎える中、人口減少による利用者の減、町税収入の減少は明らかであり、将来を見据えた施設の更なる統廃合や延命化を検討する必要があります。

5 持続可能な開発目標 S D G s の推進

S D G s とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、国連に加盟する193カ国が平成28(2016)年から令和12(2030)年までの15年間で達成するために掲げた目標で、17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

17の国際目標には、貧困や飢餓といった問題から、教育、平等、気候変動に至るまで、開発途上国だけではなく先進国も含めて21世紀の世界が抱える課題を包括的に挙げています。

地域で安心して住み続けられるという地方創生の理念は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成27(2015)年の国連サミットで採択された S D G s の理念と軌を一にするものです。

本計画においても S D G s を推進する観点から、17の国際目標と本計画の施策体系との対応を整理し、各分野の施策を立案していきます。

S D G s の 17 の国際目標

	1 貧困をなくそう	貧困をなくそう		2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに		3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を
	4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに		5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう		6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も		9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう
	10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう		11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを		12 つくる責任つかう責任	つくる責任つかう責任
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を		14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう		15 陸の豊かさも守ろう	陸の豊かさも守ろう
	16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に		17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう			

【SDGsにおける17の国際目標と主要施策との対応】

章	項	SDGs 17のゴール																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第1章 住みたい・住み続けたいまち	1 未来へつなぐ土地利用																	○
	2 ぐらしやすい住環境の整備																	○
	3 人にやさしい道路網・交通環境									○		○						
	4 親しまれる空間づくり											○						
	5 災害に強いまちづくり										○	○						
第2章 活力ある産業を育みにぎわいのあるまち	1 地域の魅力を生かした農業		○						○									
	2 豊かな自然を育む森林															○		
	3 個性と地域性を生かした商業								○	○								○
	4 社会情勢に適応した工業								○	○								
	5 地域資源の充実と広域連携による観光																	○
第3章 笑顔で暮らせる環境にやさしいまち	1 自然環境の保護							○					○	○				
	2 循環型社会の構築												○					
	3 いつでも安全で良質な水						○											
	4 水環境の保全						○								○			
	5 安全安心な暮らし			○														○
	6 移住定住の促進	○										○						
第4章 誰もがつながり支え合う地域福祉のまち	1 楽しみながら子育てのできる環境整備	○		○	○	○												○
	2 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	○		○														○
	3 すべての人がともに支え合う地域福祉	○	○	○	○						○							○
	4 いきいきと暮らせるための健康づくり	○		○														○
	5 みんなで支える安心の社会保障	○		○														
第5章 豊かな心と自分らしさを育むまち	1 未来を担う力を育む人づくり		○	○	○	○					○							
	2 DXに対応した教育の推進				○						○							
	3 生涯学習で人生を豊かに				○	○					○							○
	4 活力ある生涯スポーツで健康づくり			○	○													○
	5 笑顔あふれる交流と共生のまちづくり				○						○							○
	6 芸術及び文化の振興と継承				○				○			○						
第6章 共創による持続可能なまち	1 住んでよかったと思える地域の共創										○							○
	2 DXの推進による行政サービスの質の向上										○							○
	3 安全で安心な暮らしを守るまちづくり	○										○						○
	4 健全で持続可能な行財政運営											○						○
	5 広域的な視点による行政の推進			○								○						○